

(開会宣言 午前10:00)

委員長

それでは、若干、早いですが総務文教常任委員会を始めたいと思います。

本日は、委員全員が出席されております。また、説明のため、町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民観光課長、産業振興課長、教育委員会事務局長の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る3月17日本委員会に付託されました議案について、審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり議案第24号から議案第29号まで、及び議案第33号、議案第34号の8議案で、議案の説明につきましては3月17日の全員協議会において、理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議がないようでございますので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。なお質疑においては一問一答式で行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、議案第24号 押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、本議案について質疑はございますでしょうか。

河本委員。

河本委員

押印の廃止に伴う関係条例の整備なんですけども、押印の廃止自体はもう決められておったんですよね。どうやったんですか。

総務課長。

総務課長

押印の廃止につきましては、令和2年の7月に国の規制改革推進会議というものがございまして、テレワークの推進とか、これからのデジタル時代のそういった取組に向けてこういった押印廃止を進めていかなければいけないというような方針が示されております。

それを受けて、国からそういった指導的な助言がございまして、それを受けての今回の条例改正でございます。必ずしも自治体のほうでしなければならぬということではないのですが、国のほうが

そういう方針を示されたので、それを受けて各自治体がそういった取組を行っているということでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

いや、前ははどうしてその美浜町の行政手続で押印等は要らないですよと、今後、廃止しますよということは、まだ決めてなかったんですかね。もう決めていたんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

美浜町のほうで決めていたというわけではなくて、そういった国の通知を受けて、それに向けての準備を進めておりまして、今般4月1日からそういった取組を実施していきたいというものでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

ということで、提案理由の中には住民の負担軽減及び利用性の向上を図るために行政手続における押印等を廃止したいので本案を提出するということが書かれています。

そのため、押印の廃止に伴う関係条例の整備なんですけども、要綱のところの2ページの2、制定内容に記載の固定資産評価審査委員会条例の一部改正と、美浜町火入れに関する条例の一部改正によって押印を廃止するというのに、今回、条例改正を限定されています。

本議案によって行政手続における押印等の廃止は、これは完了するんでしょうか。それとも別件の条例変更がまた必要になってくる場合もあるんでしょうか、その辺を伺います。

委員 長

総務課長。

総務課長

今回、条例関係で押印を規定してありますが、ここに書いてあります固定資産税関係と火入れ関係でございます。

そのほかにも役場の行政事務を進めていく上で、規則というものがございます。それは条例の意味を受けて規則でされているものが60本ございますし、あと、要項が95本ございます。規定も8ありまして、大体163が現在、押印を必要としている規定が113ございます。それについても条例ではありませんので、4月1日に向けて廃止をしていきたいというふうに思っております。

委員 長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ほかに質疑がないようですので、これで議案第24号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第25号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに異議ございますか。

幸丈委員。

幸丈委員

条例の改正に伴い、今後、育休を取る人が増えると想定されますが、人が減ることにより行政のサービスが低下することはないですか。

河本委員

説明を先に。

川畑委員

全協の時に竹仲議員が言った質問に対して回答がなかったので、説明を聞いてからじゃないと。

委員長

幸丈委員、それでよろしいですか。

それでは、総務課長。

総務課長

前回、全協で竹仲委員のほうから非常勤職員の育休の取得のことで、いつからでも取れるかというような御質問をいただいたかなあとと思います。

これについては、一応、育児休暇を取得できる職員といいますのは、この間も申し上げましたとおり1週間3日以上、年間で121日以上といった雇用形態のある方が条件となっております。そういう方であれば、極端に言えば、今日、採用になって、明日から取得したいということであれば、ルール上、取得はできますということでございます。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

今のはちょっと矛盾があるんだけど、1週間に3日以上のと、それを実現しないままに今日からでも取れるというのはおかしくないですか。

委員長

総務課長。

総務課長

この条件でございます採用時にそういった条件で採用された職員ということでございます。

実態としてなくても、三日以上勤めてください。半年以上、10

0日以上勤めてくださいという最初の雇用契約、そういう条件であれば、いつでも取得できますよということでございます。

委員長 ほかにございますでしょうか。

幸丈委員。

幸丈委員 条例の改正に伴い今後、育休を取る人が増えると想定されますが、人が減ることにより行政のサービスが低下することはないですか。そこら辺の対策等、何かあれば教えてください。

委員長 総務課長。

総務課長 今回の改正につきましては、非常勤職員ということでなかなか実態としては育休を取られる職員は少ないのかなあと思います。正規の職員であれば、この間もお話をさせていただきましたけれども、平均1.7年ですか、1年と7か月ほどを取っておられますけども、非常勤職員の場ですと、なかなかそういった取得をされるという方は少ないのではないかなあということです。

仮に、そういう方があったとしても、行政サービスが停滞しないように、そういうような事務分担なり人員配置をしていきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

竹仲委員。

竹仲委員 以前からいろいろ問題にしておりますが、正規職員の方が退職されるのが目に見えて顕著ですね。今年度も、多分、来年度に向けて数名の方が辞められると聞いておるんですけども、やはりその現状は正職員の環境状態が悪いんではないかと。

これを見ると、非常勤の方の環境が良くなってくるがゆえに、この正職員の方が全く、保育関係に従事したいんじゃないじゃなくて、また変わって非常勤とか再任用の形で就職したいという方が増えてきているようになると、5時からが大変になると。5時までに勤務すれば、ちゃんとお子さん等、対面しながらそういった業務は好きだけど5時の業務が大変なので正職を辞めたいというふうなことを数名の方から話を聞くと、やはりその辺の環境も整えないと、非常勤ばかり環境をよくしても、今後の保育業務が成り行かない気がするんですけども、この辺の対策って、とってるんでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長

おっしゃるとおり保育士につきましては、近年は本当に途中で退職される方が多いです。

その理由につきましては、いろいろな事情があって家庭の事情であったりとか、あと体調の関係であるとか、また、仕事と両立できないという方もそういったことでお辞めになる方もいらっしゃいます。

それにつきましては、会計年度任用職員、こういった非常勤の職員の処遇をよくすると、逆にまたそちらのほうに流れるということで私も心配をしておるわけなんですけども、令和4年度から会計年度任用職員の期末手当も一般の正規職員と同じ率の手当を支給させていただきます。そういったこともございますので、これまでの考え方で勤めていただくのではなくて、正規と同じような考え方で勤めていただくと、そういう意識づけというものも必要ですし、使うほうもそういうどちらかと言えば、今までですと保育士の非常勤に対してはなかなか延長とかそういったこともお願いできなかった部分もあるんですけども、そういった給与等も改善されることから、そういった意識を持って取り組んでいきたいというふうには思っております。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

公務員なので、公務員規定の給与の決まりがあるので、あまり増やすとかそういうのはできないと思うんですけども、今の段階でも役場の職員と保育士の給与体系の格差はありますよね。

例えば、園長でも課長級ではないですよ。最高で今、補佐か参事かですけど、ワンランク下がってますよね。そういったことを見ると、やはり同等まで少なくとも上げる気持ちがないと、だんだんだん職員の気持ちが疲弊してくると思うので、その辺の改善でも。

要するに、民間ではこの給与改定を上げるということで一生懸命、頑張ってますけど、こういった公の公務員関係ではそういう給与形態を上げられないので、少しでも上がる形態を考えていただかないと、やはりこういった正職員の方、辞めていく方は非常に増えていくと。

それともう一点は、大体、8時が退勤の時間なんですよ、保育所の。普通の平均をすると。7時、8時がもう常識なんです。そこま

で行くと、小さい子供をお持ちの方の保育士の先生はやはり無理だというふうに思ってしまいます。一時もう絶ってしまった先生は、なるべくそれでも家庭がちゃんと許せば生活できるんですけども、そういったところを改善してあげないと、何ぼやはり保育士業務をやりたいという気持ちがあっても、家庭が成り行かない状態で業務を続けるというのは非常に難しいので、どっちで、お金で考えるか、環境を整えるほうに変えるか、何かその辺を改善してあげないと、今後、本当に立ち行かないと思うんですが、その辺の気持ちはいかがでしょうか。

委員長
総務課長

総務課長。

確かに保育士の雇用確保というのは非常に大事でございます。現場のほうも危機感を持ってございますし、何とか両立という課題が、家事との両立ということを問題にされている方が結構いらっしゃいますので、その辺で何とか保育の業務というか見直しができないかなあということも、今、取組を始めております。

そういった取組をさせていただくことと、あと採用の関係も非常に、募集をさせていただいても応募が少ないというような状況でございます。その辺についても、今までですと一般職員の職と同じような採用時期にしておったわけなんですけど、それを前倒して実施することもできないかなあということで、そういった形であらゆる形で保育士の確保に努めてまいりたいなあというふうには思っております。

給与の面も、確かに安いというか、一般の事務の職員と一緒になんですけども、ただ、管理職になりますと、今、園長さんで参事級でございますので課長級ではないんですけれども、そこまでは主任保育士であったりとかでも事務職と同じような給料で張りつけをしております。

なので、給料を上げればよいという話もあるわけなんですけど、民間と比べますと月給にしますと大体、3万円ほど多いような状況でございます。そういうような状況もございまして、なかなか給料を完全に上げるわけにもいかないのかなあというふうには思っております。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

あと改善する方法として、やはり女性ばかりの環境ですと、例えば、残業しても残業のお金を出しにくいとかいう形で、実際あまり残業手当をもらってないと思います。実態を見ていたら分かるんですけども。

そういったものをしっかりと取れるような風土にするとか、男性職員、事務職を1人、2人入れて、5時からの仕事を時間中に賄えないとか、やはりいろいろ考える方法はあります。

僕も以前、言いましたように、ICT化でロボットの的なものを入れて業務を簡略化するとかいろいろな方法があるので、このまま放っておいては子供さんが増えてくるし保育士はいないとなると、せっかく子育てを充実しようという町の考え方と逆行するような気がするので、受けるほうも大事ですし、ちゃんとした、対応する方の対応もしっかりとしてほしいので、その辺の意気込みをお願いします。もう一回だけ。

委員長

総務課長。

総務課長

非常に事務的なことも多いというのはお聞きしております。

この間、保育園長とも意見交換を私も入らせていただいてさせていただいたんですけども、事務的な負担が多ければ役場のほうで健康福祉課の職員のほうで何とか対応できるものはしようかということで、4月から一応、そんな改善に向けてさせていただこうかなと思っております。

あと、時間外手当につきましても、以前ですとなかなか出しにくいという雰囲気も聞いておりましたので、それも数年前からその辺については改善をさせていただいております。それでもまだまだなかなか改善が不十分なところもありますので、その辺は本当に現場等の声を聞きながら、十分、改善できるものは取組めるものについてはやっていきたいなというふうに思っています。

本当に保育士の確保というのは大事になってございますので、それは本当に子育てを充実しようと思いますと、保育士の確保が一番でございますので、その点を肝に銘じて今後もこういうような確保には努めていきたいというふうに思っています。

委員長

町長。

町長

ちょっと総務課長の回答に加えて、ちょっと説明申し上げますと、

あらゆる格差から働く環境の改善というのを我々、進めていきたいと思っておりますけど、町のほうでは5つの優先施策の中に、DX、デジタル・トランスフォーメーションに係る情報化社会の推進を挙げておりますけど、その中の1つとして、保育士さんが担っている通常事務業務、これをDXの中に織り込めないかという検討も併せて進めているところであります。そういったことを駆使しながら働く環境の改善をしっかりとやることで、人員の確保に努めていきたいなというふうに思っております。

委員長
河本委員

河本委員。

美浜町の非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和して、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための必要な改正であるということは理解できます。

非常勤職員の育児休業の取得の中から、今回、「引き続き、在職した期間が1年以上である」という要件を廃止するという事なんですけども、先ほど、竹仲委員の質疑に対する答弁もありましたけども、そもそも条例の規定では、この職員とか非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件というものが非常に分かりにくいんですね。

改正の内容の中には、「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を義務づける」ということが書いてあるので、やはり研修などで育児休業及び部分休業の取得要件を分かりやすく表記して説明していく必要があるというふうに考えているんですが、取得要件の分かりやすい表記や説明を実施していくということは可能なんでしょうか、どうなんでしょうか。

委員長
総務課長

総務課長。

この改正要綱の(2)に記載されております育児休業を取得しやすい勤務環境等の整備の中に、こういった育児休業の取得以降の確認を義務づけるであるとか、あと研修とか相談体制の整備を強化するとなつてございますので、それに基づきまして積極的にこういった事業を実施していったら、取得しやすい環境に努めていきたいというふうに思っております。

委員長
河本委員

河本委員。

そして、育児休業に関する相談体制の整備についてということも

あるんですが、これは誰が担当か、そして責任を持って体制を整えて実施するんですか。それを伺います。

委員 長

総務課長。

総務課長

育児休業に関する相談体制の整備でございますが、まず、人事のほうについては総務課のほうで今、担当しておりますので、その担当のほうにそういった体制を整備したいと。もし相談があれば、そちらのほうで受けて、取得期間であるとかそういったものを御説明させていただきたいというふうに思います。

委員 長

河本委員。

河本委員

総務課が責任を持つということによろしいでしょうか。

委員 長

総務課長。

総務課長

はい、そのとおりでございます。

委員 長

幸丈委員。

幸丈委員

先ほど、非常勤の待遇を正職の方に近づけるという話があったんですけど、非常勤の立場で考えると、それはすごいありがたい話だと思うんですけど、正職の方からそれに対してちょっと不満とかが出るということはないですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

非常勤の職員の待遇を上げることによってのということですね。特にそれについては、先ほども言いました職と仕事というのがやはり大事だと。仕事に応じた給与と、そういうものもあります。そのバランスもあるかと思えます。給与だけ上げて仕事を今までどおりというわけには行きませんので、それは給与に応じた仕事もしていただくということは大事かなあとは思っています。

あまり非常勤の待遇が良過ぎると、正規職員からまたそちらに流れるという場合もございますので、この辺のバランスというのが非常に難しいのかなと思っております。

委員 長

ほかにもございますでしょうか。

藤本委員。

藤本委員

育児休業の取得をしやすいような環境づくりの体制だと思うんですけども、今度、育児休業に入られた方の代わりというのは、即対応できるんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長　　まず、正規職員の例を申し上げますと、あらかじめ育児休業を取られると分かってございますので、それに合わせて必要であれば、またそれなりにまた会計年度任用職員であるとか、場合によっては正規職員の配置と、人事のほうで検討することになるかと思いません。

委員長　　藤本委員。

藤本委員　　当然、そういう対応が必要だと思うんですけども、一遍、育児休業に入られた方が今度は復職するときには、また同じような状況に逆のあれが出てくるのかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

委員長　　総務課長。

総務課長　　非常勤職員につきましては、これまでもそういった例がないということもございますので、ちょっとその辺の対応を今後も考えていく必要があるかなと思います。

　　　　　　もし仮に出たとして、また復帰されると、その辺についてはまた十分、人員がダブつかないようにとかそういった形で調整は必要だと思いますので、その辺でまた対応を考えていきたいなと思います。

委員長　　ほかにございますか。

　　　　　　（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長　　質疑がないようですので、これで議案第25号についての質疑を終わります。

　　　　　　続きまして、議案第26号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

　　　　　　議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

　　　　　　これに異議ございますか。

　　　　　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長　　それでは、質疑に入ります。

　　　　　　全員協議会で藤本委員のほうからあった質問の回答のほうをお願いいたします。

委員長　　総務課長。

総務課長　　先の前回の全協で藤本委員のほうから、今回の改定に伴っての総額どれくらいの減額になるのかという御質問があったかと思えます。

　　　　　　調べてみますと、今回の改定に伴いまして年間800万円の減額

になります。職員1人当たり4万5,000円程度というような状況でございます。

委員長
藤本委員

藤本委員。

800万円、1人当たり4万5,000円ほど減額になるということです。

ただ、この町職員の給与に関しては、数年来からかなりいろいろな変動があったように思います。上がる要素はなくて下がる要素ばかりで。

当時から、要はそうなってくると、退職間近に入られた方の退職手当がかなり変わってくるという話も伺ってました。この人事院勧告がある限り、一般企業と違って今、春闘で政府からの依頼で大手が満額回答ということで景気のいい話をするんですけども、町職員に関しましては、またこの手当の0.15ヶ月分の減額ですか、本当、以前、幸丈委員も質問したと思うんですけど、これはかなり職員の士気にも反映しますし、これ、町独自で上げるわけにもいかないことは重々分かってるんですけども、今現在、国家公務員と比べたらラスパイレスというのは幾らくらいになってるんですか。

委員長
総務課長

総務課長。

ちょっとはっきりとした数字はあれですけども、91か92くらいだったと思うんですけど。

委員長
藤本委員

藤本委員。

そういうことで今、コロナ対応とかいろいろ各種施策のほうでかなり職員の業務も窮屈になってきているのが現状だと思います。

先ほどの育児休業に関してでもそうですし、この議員配置への適正なまわしっていうんですか、大変、必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

今、ラスパイレス92と聞きまして、国家公務員と比べたら差があるのが事実でしょうし、やはり職場環境の最も大切なものは給与形態ではないかなと、私は思うんですけど、その辺のところも併せて、こういうことも含めて今後、育つであろう若手職員も全部、管理して、健全に途中退職がないような施策も同時に進めていくべきだと私は思ってるんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

まず、公務員の給与でございますけども、先ほどから人事院勧告があつてということで、それに準じて今まで町の職員も変えてきておりました。まずその前提がございまして、役場の職員の給与を決定する場合には3つの原則があります。

「職務給の原則」これは職務と責任に応じて決定しなさいということで。あと「均衡の原則」といひまして、民間なり国、他の自治体等、その辺の給与を比較してちゃんと考慮して決めなさいというものがございます。あと「給与条例主義」とありまして、これは議場でしっかりと議会の議決をいただいて決めなさいと。以上3つの原則がございます。

そういったことを照らし合わせて、やはり国に準じてというか、今まで国家公務員に準じてそういった給与改定を行ってきました。

今回は下がるということなんですが、上ればまた私どもの給与もまたそれに伴って上げさせていただくということで思っております。

あと、定員管理のほうも、先ほど、竹仲委員のほうからありましたが、本当に退職者も増えてきております。ここ五、六年で20人近い方が退職されてるのかなあと思いますし、今後も定年退職を迎える方もいらっしゃると思いますので、その辺も計画的に人員の対応を計画的に進めていきたいなというふうに思っております。

委員長

町長。

町長

今、総務課長が今いろいろお答えしましたけど、藤本委員のおっしゃるように、いわゆるこういう情勢を進めていこうと思ひますと、職員の能力とそれからやる気、モチベーションということだと思ひます。その一つがやはり給与というわけでございますけど、人勧のこの制度については、これは実は踏襲していきたいと思ひますけども、我々としてはやっぱり頑張った職員に対してそれなりの評価をすることで、それは給与に反映する、人事評価制度というのは我が町導入しておりますので、そこら辺はしっかりとその評価をしっかりとすることで給与にも反映をしていく、そのシステムをしっかりと活用していきたいなというふうに思ひます。

そうすることで、給与面でも職員のやる気、モチベーション、その維持、または向上できるというふうに考へておりますので、そういったところも御理解を頂きたいなというふうに思ひます。合わ

せ技です。

委員 長

藤本委員。

藤本委員

よく理解できます。ただ、職員が本当にやる気出すような施策って言っているんですけど、そういうのが、横連携と縦つながりの関係をしっかりと構築していかなければ、本当のやる気が出てくる職員を、全員がそういうふうになるように望みます。

以上です。

委員 長

河本委員。

河本委員

私、以前から言ってるんですけども、美浜町が人事院勧告に従っているのは慣例でありまして、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与等の改正に美浜町が従う義務はないというふうに考えています。

しかし、慣例であろうとも人事院勧告を踏まえているのであれば、一般職の給料を引き下げるんですから、人事院勧告を踏まえた後の引下げの理由が明記されておくべきかなというふうに考えています。人事院勧告が一般職の国家公務員の給料を引き下げた理由というのを知りたいんですけども、御説明をお願いします。

委員 長

総務課長。

総務課長

人事院勧告につきましては、毎年民間の支給実態調査を行っております。それを受けての今回の勧告ということで認識をしております。

委員 長

河本委員。

河本委員

全然中身の詳細が分からないんですけども、それで理解されとるんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

その詳細につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんが、そういった民間との給与を比較して、こうした差があるということでの改正でございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

仮にもやはり人事院勧告を踏まえているっていうのであれば、しっかりとその中身は把握して、職員の給料を下げるという理由が明確に分かってないとあかんと思うんですけど、それを分かてないんだったらこんなの、とてもじゃないけど賛成できません。

委員長 回答ございませんか。

総務課長。

総務課長 詳細についてはちょっと申し訳ございません、詰めておりませんが、今回先ほど言いましたように、人事院勧告で年1回そういった夏場に、夏場というんですか、年1回そういった給与実態を行っております。それを受けての改正ということでございます。その具体的な中身と、申し訳ございません、今ちょっと説明現時点ではできませんが、そういった開きがあったということで今回改正をするものでございます。

委員長 河本委員。

河本委員 中身がそんな詳細説明できないものをね、給与削減するわけですよ、職員の。そんなのを認めるというほうが、ちょっと私にとっては理解できないんですけど、コロナ禍とか原油高騰などの状況で、経済の影響を考慮する必要があるとして、人事院勧告も12月の冬のボーナスを引き下げることができなかつたんですけども、それを6月分で減額調整するとか、そういったことも理屈の中で言われとるんですけど、そもそもそんな理屈は通らないというふうに私は思ってまして、一般職の職員は、コロナ禍の状況でも住民サービス低下を招かないように努力して、緊張感の中で職務に当たっているわけですよ。地方公務員の給料削減というのは地域経済にも影響大きいですし、また先ほど条例改正の中で、育児休業を取得しやすい環境の整備を義務づけるということもありましたけども、一方でこうやって給料、一般職の職員の給料を引き下げることが行われてます。それは子育てにも影響するんじゃないかというふうに考えられますけども、その辺りどういうふうに考えますか。

委員長 総務課長。

総務課長 給与の減額でございます。確かに非常に厳しい状況、コロナ禍の中で非常に厳しい状況ではございますが、これまでも先ほど言いましたように、給与の決定に当たっては均衡の原則ということで、国やら民間やら他市町のそういった公務員の方の給与を比較してという部分がございます。そういったことで、これまでも国家公務員の給与に準じて上げたり下げたりしてきましたので、今回もそういう処置をさせていただきたいというものでございます。

委員長

河本委員。

河本委員

国家公務員と地方公務員の環境の違いっていうのもあるわけですが、民間と国家公務員との差が云々ということは人事院勧告で言ってますけど、地方公務員とはね、全く関係ない話なんです。そういうことを踏襲して美浜町の一般職員の給料を引き下げるなんて、あり得ない話なんです。地方公務員の給料削減というのは、看護とか介護、保育の分野にも影響しますし、看護とか介護、保育の分野の処遇改善ということを考えますと、逆に改悪になるんじゃないかというふうに考えますけども、その辺いかがですか。改悪になるでしょう、これ。

委員長

総務課長。

総務課長

今回の制度の改悪になるっていうお話でございますが、先ほどから言って、御説明させていただいておりますように、これまでも人事院勧告に基づいての減額、改定を行っております。非常にコロナ禍で厳しい状況ではございますが、また先ほど春闘もって話もありましたが、上がったときにはまたしっかり上げさせていただくということで、その辺の対応をしていきたいというふうに思っております。

委員長

河本委員。

河本委員

美浜町にはそぐわない人事院勧告に従う必要はないというふうに、意見だけ申し上げておきます。

委員長

それでは、ほかにございますか。

竹仲委員。

竹仲委員

今さらっていう質問で申し訳ないけども、このラスパイレス指数、県下でもいろいろ数値は違いますよね。これってどういう基準で、例えば美浜は今大体92%だろうということなんですけども、これはどういう、例えば会社で言えば利益が上がってるから給料上げますよ、利益が下がったから給料下げますよっていうのは標準なんですけど、町の場合そういう利益を上げようっていうのはあまりないように思うんですけども、地域の自治体によって差が出るというのはどういうことなんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

ラスパイの算定でございますけども、給与の張りつけというと、

年齢構成にもよるといふ話を聞いております。当然、平均年齢が高い自治体ですと給料も上がってきますし、その辺でちょっと数値が92%というのが本当に正しい、平均の雇用の状況にも、雇用実態にもよるって話は聞いておりますので、細かい計算方法等ちょっと今どうでしょうかね、また必要であれば改めてと思いますけど。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

必要ってことはないんやけど、例えば福井県下でも1を超えているところもありますよね。もう少し低い、80%台のところもありますね。今何が言いたいかっていうと、町は利益を上げることはできないんですけども、要するに交付団体であったり不交付団体になったりとかすると、不交付団体ということは町の財政が結構潤っとる町です。そういったときには、ラスパイレス指数をもう少し上げる方向の給与体系作ってもいいんじゃないかと。

それとか今、ふるさと納税でいろいろ頑張ってもらって、自治体で高額な収入を得る町も出てきてます。美浜町もそれなりに額を得てる、そういった状況になったときには、財政が少し上向きやったら、反対に給与を減らすというのではなくて、せめて現状維持とかそういうときがあってもいいんじゃないかなと僕は思うんですけども、この辺あまりにも人勧に追従し過ぎで、町の職員がモチベーション、今ほな来年もう少しふるさと納税頑張って、敦賀も頑張つとうし、うちは10億まで頑張ろかというモチベーションがどんどんなくなってくるような気がするんで、この辺の微々たるこういう補正で、補正ったか、増減であれば現状維持でもいいんじゃないかなと、これでそんなペナルティーは僕はないような気がするんやけども、その辺はどう考えますかね。僕の言ってることは無理かな。

委員長

総務課長。

総務課長

確かに今回の改定で年間800万でございますので、エスカタ4万5,000って微々たるものではございますけれども、先ほど来から申し上げてますように、これまでも人事院勧告に基づいて上げたり下げたりさせていただいておりますので、その根拠も必要かと思うんです。交付団体やから給料をもっと上げたらええやないかという意見もあります。その上げる根拠なんかも、住民の方に説明しようと思いますと、なかなかそれは説明しづらいんかなとは思

ます。給与という、景況的に上げてまた景気で下げるとかいきませ
んのので、そういうこともございますので、国家公務員の給与に準じ
て上げたり下げたり、これまでどおりしていくと同じ状況かと思
います。

委員長
竹仲委員

竹仲委員。

やっぱり将来的に、町の職員の方の例えばモチベーションとい
うか、意気込みをするにはお金、給料が一番響いてくることなんで、
この辺をしっかりと皆さんに納得というたらおかしいけども、ある
程度頑張り、我々は民間によくいたんですけども、今年は1億の赤
字になったと、でもみんなの給料は減らさんよと、来年頑張ってよ
という、その赤字が来年度は反対にプラス2億になって戻って
くるような、給料というのはそういうものなんで、町はそういったこ
とはなかなかできないかも分かりませんが、できることはそう
いうことでいっぱいあると思うんですよ。モチベーション上がるこ
とによって、サービスの向上をしたいんだったらとか、今言うよう
にふるさと納税頑張れるとか、いろんな方向ができるので、こうや
ってあんまり、あまりにも毎年のように上げたり下げたり上げたり
下げたり、一体わしらの給料はどうなっていくんやろうと、もう1
年たてばこっだけ上がるんじゃないかという気持ちがあるのが、ど
んどん下降であつたらそれはやる気なくなりますよ。そういったこ
とを将来的に見据えながら、こういう人勧を守ることも必要かもし
れませんが、町の財政によっては少しは考えてもいいんじゃない
かと思うんで、今後ともその辺を、要望と言ったらおかしいけど、
考えていただくようお願いしたいなと思います。

委員長

よろしいですか。回答はいい。

ほかに質疑ございますか、

梅津委員。

梅津委員

今の話聞いてますと、モチベーションを上げるためには町長さん
は、頑張る子には当然モチベーション上げてもらうて、それに対す
る報酬をやるんやというふうなことを言うてましたけども、実際今、
私現場見てますと、やはり土日祭日、それから時間外ですね、この
辺は当然、皆さんどういうふうな管理をされてやってるのかよく分
かりませんが、たまたま出てきとる人に聞くと、いや、私ちょ

っとボランティア的なところで出てきとるんやというふうな職員さんも確かにいらっしゃいます。そういうことをね、さらに口にするということは実際に、頑張らなければいけないんやというふうな思いでもって職員さんが出てきてくれとるんか、いや、わしは能力がないんで出てきとるんかということで、結局時間外なしのサービス労働というのが非常によく聞きます。今、働き方改革なんかもやっていますし、やはり労務管理をどうしてるんかというお話にもつながってくるかなと思ってますので、上司としては事前に承諾をして出てきてもらってるんか、いや、あいつはもう勝手に出てきとるんやというふうな見方をしてるんか、その辺はちょっと、皆さんお聞きしたいんですがいかがでしょうか。

委員 長

総務課長。

総務課長

まず、時間外であるとかまた土日の勤務ですけれども、その辺につきましてはやはり命令に基づいたということで、当然勤務の時間外ですと5時までにこういった残業をしたいということで上司に報告し、上司がそれに基づいて命令するというようなことでございますし、土日もそういった対応でございます。

土日の出勤につきましては、基本、基本というんですか、振休を与えるという制度になってございます。

委員 長

梅津委員。

梅津委員

ということは、今ちゃんと承諾し、お互いに承認していただいて、ちゃんと時間外もし、休日出勤もしてるというふうに解釈すればいいとことよろしいですね。

委員 長

総務課長。

総務課長

基本、時間外、休日の出勤も命令でございますので、場合によっては事後の場合もありますけど、基本は命令に基づいて仕事するという事になってございます。

委員 長

梅津委員。

梅津委員

はい。

委員 長

よろしいですか。

幸丈委員。

幸丈委員

先ほど年間800万の減額ということで、微々たる減額という言葉あったと思うんですけど、しっかり働いてるほうからしたら、

年間1,000円でも下がれば、もう1,000円も4万5,000円も同じような感覚で、頑張ったのにちょっと下がったというような感じを取りますんで、そこら辺もし微々たる金額というのであれば、極力下げないような方向で、何回も皆さん言うてますけど、そういうふうな対策取れるのであれば、そこら辺のほうをよろしくお願ひします。

回答は結構です。

委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 質疑がないようですので、これで議案第26号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第27号、美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明は省略します。

質疑ございませんでしょうか。

前回、全員協議会のほうで質問があったと思うんですが、総務課長のほうでありますか。

総務課長 一般職はありますけど。

委員長 河本委員。

河本委員 これ、美浜町の特別職の職員で常勤のものゝ給与ということで、町長、副町長、教育長の給料及び旅費に関するものなんですけども、先ほどの一般職と同様に人事院勧告に従う必要はないというふうにご考慮しておりますので、期末手当の支給割合を削減したいのであれば、やっぱり人事院勧告を踏まえることなく、自ら理由を付して削減案を提出すればよいというふうにご考慮なんですが、考えを、町長らの考えを伺いたいと思います。

委員長 回答ございますか。

総務課長。

総務課長 特別職の期末手当・・・につきましても、これまで人事院勧告に基づいて国家公務員の給与改定に伴って実施しております。今回、それに基づいての改定ということでご覧いただけます。

委員 長

河本委員。

河本委員

そんなことは読めば分かるんですけど、美浜町の3役が何で期末手当の支給割合を削減する必要があるのかっていうのが疑問なんです。人事院勧告を踏まえなかったら、期末手当の支給割合を削減する理由なんてないと思うんですが、それはいかがですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

今回は下げる、減額する改定でございますが、上げる場合につきましても当然これまで国家公務員の給与改定に伴ってやっております。その根拠ということで、根拠としてやっぱりそういう人事院勧告に基づくというのが大事かなというように思っております。

委員 長

河本委員。

河本委員

全くその理由になってないんですけど、人事院勧告自体が本当にこの美浜町の給与の削減とか、引き上げるとかいう条件に全く合致してないんで、早くこういう慣例はやめるべきだというふうに意見としときます。

委員 長

ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

質疑がないようですので、これで議案第27号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第28号、美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

ございますでしょうか。

河本委員。

河本委員

条例については、美し野区ができたことで山東公民館の事業対象となる区域に美し野を追加するという改正なんで、これは賛成なんですけども、美浜町の公民館の設置及び管理に関する条例のこの新旧対照表を見ますと、耳公民館と山東公民館の事業対象となる区域があまりにも広いというふうに改めて感じるわけなんですけども、以前町の公民館運営についての方針とか展望があったと思うんですけども、改善とか対策は進んでいるんでしょうか、どうなんでしょうか。

委員 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

すみません、今の公民館ごとの対象区域が多い少ないということ

はございますが、これにつきましては旧村単位でこれまでから運営のほうをさせていただいております、やっぱりコミュニティーというのがございますので、今後も基本的にはこのコミュニティーをしっかりと守りながら進めていきたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。

竹仲委員。

竹仲委員

今回の美し野区に対して、区自体の人口というんですか、人数はどのくらいになったんですか。美し野区自体の。分かりませんか。

委員長

回答ございますか。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

すみません、世帯数的には55世帯というふうにお聞きをしております。すみません、人口はちょっと今は把握しておりません、申し訳ございません。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

先ほどの河本委員とも少し絡むんですけども、この人口、山東公民館への人口が55世帯では3倍としても200人か、近くなるんですけども、今山東公民館自体が、公民館あるんかないんか分からないような施設になってますよね。これもうずっと前から言ってるんですけど、いつになったらしっかりした山東公民館ができるんですか。もしくはどっかの公民館を借りることによって機能するとか、ではないと今の公民館でどんどんこうやって、区が増えてきても、実際のそういった公民館活動できないような気がするんですけども、この辺は大丈夫ですか。

委員長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

山東公民館のことにつきましては、昨年、以前からもお話は頂いておるところでございます。基本的に山東公民館、今はカノ公民館をお借りするような、メインでお借りするような形で運営をしております、できれば昨年からですがサテライト方式というような形で、いろんな地区のほうに出向いたような形でもできんかなということで、公民館の運営委員会のほうではいろいろ御案を、案を練っていただいております。

今回、新しい区もできまして、またいろいろな御意見おありの方も多数いらっしゃいます。また、山東公民館の企画運営、方針など

を検討する組織として、山東公民館の運営委員会というのがございますので、そちらのほうもまた新たに今十分意見調整しながら、今後の公民館の在り方についても進めていきたいなというふうに思います。

委員長
竹仲委員

竹仲委員。

今、新たな話が出てきたんですが、サテライト方式なんて聞いたことないんやけど、何回もこれ言って申し訳ないけど、北西郷公民館をモデル地区として、次の公民館をずっと反映していくようなことを言うたんやけど、こんなもんどんどん違う方向に進んどるやん。そんなんおかしくないですか。その辺はどう考えてるんですか。サテライト方式をするとか、引き続きですか。

何でそれを言ったかというのと、例えば北西郷公民館で料理教室やったりだとか、いろんな施設を使ってやってるのに、今の仮屋ではできないんですよ。ですから、それを早く、例えば佐田公民館を、仮なら仮でもいいんですけども、そういうことを何もせずにそんなサテライト方式でやるとかさ、何かこの方向性がよく分からんのやけども、山東地区ではそういった場所はないわけじゃないんですよ。旧の今、菅浜地区に保育所もあれば小学校もありますし、丹生、大分偏りますけど、中心になると菅浜が中心になると思うんで、その辺で設置しようと思えば幾らでも場所はあると思うんやけど、その辺はその地域の方が駄目って言っとるんかどうかは僕知らないんですけど、その辺はあまり駄目というふうには聞いてないんやけど、進んでいこうという機運が全然ないような気がするんですけども、教育委員会として本当にいつまでどうしようかっていうのは出しとるんですか。どうもなし崩し的に、このままでほっとけやって感じに見えて仕方ないんですけども、そんなことはないんですかね。

委員長
教育委員会事務局長

教育委員会事務局長。

教育委員会でも先ほどのやつ、北西郷公民館の活動をモデル、参考にいたしまして公民館開設、公民館会議等毎月実施しまして、各公民館でその実践体験を広げていっていただくとか、そのような活動で今進めて、させてさせていただいております。

今、お話ございましたように、菅浜分館といろいろ、大きな施設、ないことはないんですけど、その公民館の運営委員会の中で、いろ

んな意見いただいとる中で、できれば佐田の中にあるといいんじゃない、いいんですけどというような御意見もあるというふうにもお聞きをしております。先ほども申しましたけど、また今新しい1つの区が増えまして、ちょっとタイミング的には、新しいタイミングになるのかなというふうに思いますので、その辺また十分ちょっと議論のほうを深めさせていただきたいなというふうに思います。

委員 長
竹仲委員

竹仲委員。

この3地区の公民館活動をまたやるってということで、僕は今さらという感じがずっと思ってたんですけども、例えば耳公民館にしても、あの小さい場所でこんだけのたくさんの地域の方の活動をしようと思ったら非常に無理があると思うんですよ。だからそういった形で、もうこの公民館活動自体を違う方向に考える、僕はそういう時期だというか、作るときからそう思ったんですけど、町のほうから公民館活動充実したいということで了解したんですけども、この何年か見てるけど、充実してるとは全然思えないんで、僕らも公民館活動、耳地区で何かあったかということを一回も情報出てないぐらい、私らが参加する機運になってないというのがありまして、情報的には流れてるんでしょうけども、実際に大きな形の公民館活動、もう運動会もなくなりましたし、いろんな意味で全体でやる活動がどんどん減ってきてるように思うんで、この辺もう一回再度考え直す時期に来とると思うんですけども、この辺は、あくまでも今進めていこうという気持ちで変わりはありませんか。

委員 長
教育委員会事務局長

教育委員会事務局長。

今、4館で公民館活動を進めておるところでございます。令和3年度の実績をちょっと持って上がらせていただきましたが、いろいろな各種講座や教室等をやりまして、北、南、耳、東、それぞれもう300名以上の御参加を頂きながら公民館活動のほうを進めさせていただいております。数年前に比べますと大分参加者の方が増えてきたのかなというふうなことで、館長会議でもいろいろな御意見を頂いとるところですけど、その中でいろいろなまた心配事やテーマ、いろいろなことございますので、その辺はまたその会議等を踏まえまして、また新たな顧客の開拓というんですか、年代層の開拓と、公民館活動本来のコミュニティーの場所というような、そういうふう

な位置づけの下展開できるように、また今後も進めていきたいなどというふうに考えております。

委員 長

河本委員。

河本委員

今の件なんですけども、常任委員会で所管事務調査というのはこれまで行ってきたことがないんですけども、この公民館運営の方向性について、一度常任委員会で所管事務調査を行ってみてはどうかというふうに思うんですけど、一度委員長、副委員長で検討していただけないでしょうかね。

委員 長

それでは、検討するというごさいます。

ほかに質疑ごさいますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

ごさいませんようですので、これで議案第28号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第29号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明は省略いたします。

質疑はごさいませんでしょうか。

河本委員。

河本委員

資産割の率というのが低下した分ですね、この減収分を所得割とか均等割へ転嫁することによって課税世帯への影響がより大きくなるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

ただいまの御質問は資産割がない世帯への影響が多いんじゃないかというようなことごさいます。資産割が実際、今試算いたしますと、純粹に増加する世帯18世帯あるのかなという形です。それぞれ資産割があつて、子供が何人おつて、所得が多い、少ないとかいろんなパターンで計算させていただいています。資産割がなくて所得が多い、あるいは家族が多い世帯に限っては、若干多くなるのかなという計算をさせていただいております。18%ぐらいということで224世帯は若干上がるかなと思っております。

委員 長

河本委員。

河本委員

結局上がってしまうということなのかなというふうに思うんです

けれども、あと未就学児の均等割の保険税を軽減する規定が設けられておるわけですけれども、被保険者の状況に応じて金額的にどのような軽減措置が取られるのかちょっと疑問なんですけれども。

委員長

税務課長。

税務課長

各世帯の状況に応じまして、軽減なし、2割軽減、5割軽減、7割軽減と今されているところがあるんですけれども、軽減されていない分の半分を国と地方で持ちましょうという形の制度になります。7割軽減されている世帯は8割5分軽減になります。5割軽減されているところは2割5分軽減となります。2割軽減されているところは6割軽減となる。軽減ない世帯については5割軽減となるという形でございます。今のところの資産では、18世帯22人の未就学児が対象になると思っています。軽減額につきましては、50万円弱軽減できるかなという形で試算しております。

委員長

河本委員。

河本委員

その軽減の部分というのは国が財源を持つんですか。

委員長

税務課長。

税務課長

本施策は子育て世帯の応援ということで、国と地方が一緒になってやりましょうという制度でございます。減額分につきましては、2分の1が国、県が4分の1、本町も4分の1を負担するという形で施策を行っていきたいと思っております。

委員長

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ほかに質疑がないようですので、これで議案第29号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第33号 美浜町地域公共交通会議条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明は省略いたします。

質疑ございますでしょうか。

河本委員。

河本委員

今回、美浜町の地域公共交通会議というのが明確に条例で定められまして、20人の委員とその報酬額について専門的知識を有する委員が1万円、その他の委員が4,000円となっています。高齢化と人口減少によって公共交通の利用者が減少している中で、潜在

的な交通弱者というのが増加している状況にあります。公共交通の事業者運営側にとっては利益を上げることが難しい中で、路線の維持拡大、利用者の確保を求められるという難題に直面しています。また、JRの小浜線の問題や観光路線の問題など、地域公共交通会議が果たすべき役割は大きいと思うんですが、どれぐらいの頻度で開催していくのか、伺います。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長

今年度の会議につきましては、3回ないし、4回の頻度で実施したいと考えております。

委員長

河本委員よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

竹仲委員。

竹仲委員

美浜町地域公共交通会議の件なんですけれども、以前も少し聞いたと思うんですけれども、平成21年7月27日に美浜町地域公共交通会議というのが設置されていると思うんですけれども、これと今回の地域交通会議、名前は一緒なんですけれども、どう違うんですか。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長

今までの会議につきましては、コミュニティーバスでありますとか、JR、それとあと福鉄バスとか民間の地域交通を含めまして、こちらの輸送に関する内容についてを協議する会議でございました。今般、先日前お話しさせていただいたとおり、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づきまして、町が地域公共交通を作成し、それを実施していくというような法律の立てつけの中で附属機関としてそういった内容についてをしっかりと判断し、結論、方向性等を示す必要がございまして、今までありました公共交通会議にそういった計画の作成等々の内容を入れ込みまして、移行するというような形で公共交通会議をしっかりと附属機関として条例のほうに位置づけさせていただきたいというものでございます。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

そのような内容がこの設置の概要に何も書いてないんですけども、要するに平成21年に設置したものをこれに置き換えるというふうにも何も書いてないんですけど、この辺はそれでいいんですかね。

前の交通会議はどうなるんですか。なし崩し的になくなるんですか。ちゃんと委員もいましたよね。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 今までは要綱に位置づけてさせていただいた会議なんですけれども、今回の公共交通会議につきましては、先ほどの活性化再生法の中で法定会議というような法定協議会のような位置づけもございまして、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、同じメンバーで4月1日からはこちらの公共交通会議のほうに移行させていただくというような形で考えております。

委員 長 竹仲委員。

竹仲委員 ですから、そういうことが何も書いてないんやけど、それは口頭だけでよろしいんですか。これを見ると、新たに美浜町地域公共交通会議を設置するよう見えるんですけど、そうではないですよ、今のお話を聞くと。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 実態的に移行させていただくということですが、事務的なことといたしましては、3月31日で一旦要綱としてのその会議のほうは役割を終えるといいますか、新条例に基づいて、同じ委員さんをまた委嘱をさせていただくというような形となりますので、新条例の要綱については、このような形でお示しをさせていただいております。

委員 長 竹仲委員。

竹仲委員 そうなると4ページの報酬だとか、費用弁償は前回と変わっているんですか、同じなんですか。その辺が全然見えないんですよ。だから前回の交通会議はこういう報酬でやっていたけど、今度は専門的にしっかりした人が必要なので額を上げたとか、いや、一緒ですよとか、この辺が見えないんやけど、一方的にそれが必要というのは分かるんやけど、なぜあるものが変わる場合に前のと比較はできないんですか。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 それは御指摘のとおりなところはございますけれども、今般の要綱につきましては内容についてちょっとお示しさせていただいておりまして、今、口頭で説明をさせていただくことをお許しいただき

たいと思うんですが、前回の要綱ですと、日額1万4,000円で、その他の委員が5,000円というようなものだったんですけれども、実際に現在専門的知識を有する委員としては福井大学の先生のほうを、これからもずっとお願いするということで、美浜町と福井大学の協定に基づきますこちらの報酬の額が1万円となっておりますので1万円とさせていただきます。また、委員のほうの報酬につきましても他のまちの委員の報酬と整合性を合わせるために4,000円という形でさせていただきます。こういう口頭での説明で申し訳ございませんが、御理解いただきたいなと思います。

委員 長
竹仲委員

竹仲委員。

前の地域公共交通会議でもJRの新幹線が来ることによるいろんな経済効果であるとか、計画であるとか話し合いがされていますよね。こういった内容はどこにどう行くんですか。これはもうクローズされて新たに、引き継ぐということが何もここにはないんですよ。前回の公共交通会議をベースとしてこの話を続けていくとかいうことも何もないので、これは新たに設置するんやから、今回どういう内容のことをやるのかも書いてないんやけど。この辺がよく分らんやけど、そんなん口頭だけでは僕は駄目だと思うんやけど。初めて設置するものやったらいいけど違うんでね、これ。

委員 長
副 町 長

副町長。

御意見ありがとうございます。まず、町が行っておりますいろんな事務事業であったり、また具体的な手続であったり、また会議であったり協議会の運営、それを行うに当たりましてはこれは法の規定に基づいて町長が権限を持たせていただいて、町長独自の決裁、権限の中で運営できる協議会とか、会議というのはたくさんございます。しかし、今回、この地域公共交通会議を議会の承認を頂いて、町として会議の設置を制定する。これが今までの会議の運営で一番違うところだということを理解いただきたい。また、こういった条例を制定して、この会議を運営していくというきっかけは、3ページの要綱の所掌事務にございますように地域公共交通計画を作成するんだといったところがこれは新たにでてきたところがございます。これにつきましては、当初の予算の中でもお認めをいただいております。これが新たにでてきた。これを町長だけの運営できる決裁の

中でやるのではなくて、議会の承認を頂き、非常に重い時期でもございませぬので、町にとっては。いろいろな新幹線の敦賀開業であるとか、いろいろな取組の時代の変遷もございませぬ。そういった中でしっかりと承認を頂いた上で、条例に定めて会議の位置づけを少し1ランク上げた中で運営をしていきたい、そういうところをまず御理解を頂きたいなというふうに思います。

委員 長

竹仲委員。

竹仲委員

これでやめますけど、既にあるものを変える場合は、その理由をちゃんと前回もあったという形で書いておいてもらわんと、これ全く新しいものができるようにしか見えないので、そうじゃないよと。前回の公共交通会議を継続して、新たにこういった制定をしなければならぬという要綱にしていただければ全然問題はないんやけど、何か新たにつくるように見えたんで。ではないようにしてねということなので、よろしく今後お願いしたいと思います。

委員 長

ほかに質疑ございませぬでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

質疑がないようございませぬので、続きまして、議案第34号美浜町役場庁舎改修基金条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明は省略いたします。

質疑ございませぬでしょうか。

河本委員。

河本委員

確認なんですけれども、役場庁舎の改修には、電源三法交付金が使えないということで間違いないですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

役場の庁舎改修には、電源三法交付金は充てることはできません。

委員 長

河本委員。

河本委員

そうしたらこの基金への繰入れというのは全て一般財源になるんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

事業費約3億3,000万円ほどかかりますけれども、一般財源を予定しております。

委員 長

河本委員。

河本委員

役場庁舎の改修を目的とした基金積立てということで大規模な改

修に備えなければいけない事象が出てきたんだというふうに思っているんですけれども、これ予算は1億円だったんですかね、今回積み立てるのは。

委員長

総務課長。

総務課長

今年度より積み立てを行うということで1億円でございます。令和3年度予算では1億円を積みたいたいと思っております。

委員長

河本委員。

河本委員

今後の基金の積み立ての目標としたら先ほど言われていた3億3,000万円を目標にするんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

改修の時期につきましては、ちょうど令和6年2月が美浜町制70周年、そういった時期を迎えます。その前後で改修したいと思っておりますので、積立金額につきましても令和3年度では1億円でございますが、令和4年度は、一般財源の状況を見ながらそれに近い数字を積み立てていきたいというようなことでございます。

委員長

よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

質疑がないようですので、これで議案第34号についての質疑を終わります。

以上をもちまして、付託されました議案の質疑を終了いたします。ただいまから採決に入ります。

議案第24号 押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第24号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第25号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第25号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第26号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員多数であります。

よって、議案第26号は、賛成多数をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第27号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第27号は、賛成多数をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第28号 美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第28号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第29号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第29号は、賛成多数をもって承認することに決しました。

議案第33号 美浜町地域公共交通会議条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第33号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第34号 美浜町役場庁舎改修基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第34号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

理事者におかれましては、これで退席していただいて結構です。長い時間御苦労さまでございました。

ただいまから5分ほど休憩いたします。11時半から開始いたします。よろしく願いいたします。

(休憩 午前11:25)

(再開 午前11:28)

委員長

若干早いんですが、引き続き会議を開きます。

それでは、陳情第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてでございます。

これは、去る1月7日に公益社団法人美浜町シルバー人材センターより提出されたもので、その内容について、事務局長に説明を求めます。

事務局長。

事務局長

(説明)

委員長

説明が終わりました。

本件について、質疑はございますでしょうか。

副委員長。

川畑委員

インボイス制度って初めて聞くんですけど、分かったら説明お願いできませんか。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

要するに事業者が儲けて、それに対する消費税額はこれだけですよというのを税務署が発行するんです。発行した額によって消費税を払う。これが1,000万円以下の方は免除されるんですけど、消費税を払わんでいいんです。ところがシルバー人材センターは集合した額になると、例えば消費税の1,000万円が10人集まれば1億円なるんやね。それに対して消費税をかけるというのが今度。このインボイス制度の消費税額のものがなければその分は全額消費税としてかかりますよと。例えば川畑委員がシルバーに行って600万円儲けました。僕は800万円でした。ここはまた700万円でした。そうすると全部で1,900万円ぐらいになる。そうすると本来1,000万円を超えたら税がかかるんですけども、一人一人には税がかからない。でもシルバー人材センターは一括して扱くと1,900万円に対して税がかかる。これの証明があると税がかからんのかやけど、この証明は1,000万円以下の人には発行できない。矛盾が生じているんです。シルバーがこうやって大集合になって50人ぐらいの集合になると億単位になるので、それに対する消費税はよう払わんで何とかわしてくれんかということです。

委員長

川畑委員。

川畑委員

今までは。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

今までは個々が免除されているから免除されている。

川畑委員

要らないんですか。

竹仲委員

シルバー人材センターはこれに対することに対しては、もう免除してほしい。もしくはこの辺を町で消費税分を負担してほしいという希望なんです。

河本委員
委員長
竹仲委員

そこまでは言ってない。
免除されるというところの意見書。

小規模事業者の配慮として年間課税額が1,000万円以下の事業者は消費税納税額が免除されるということだったので、少額しかないシルバー人材さんの会員の手取り額が減少することなくシルバー人材の安定的な事業となるように措置を講じていただきますというのは、ようするにシルバー人材センターとしてこの消費税がかかった分を払わんでもいい制度にしてほしいと。

委員長

そういう意見書ですね。
何か意見ございますか。
藤本委員。

藤本委員

今の説明も聞きましたし、今、町内でもシルバー人材センターの位置づけというのは大変な位置づけで細かい仕事から何でもオールマイティーに対応していただいていると思いますので、私はこの意見書を提出すべきだと思います。

河本委員

今は質疑でしょ。これに対しての、陳情に対しての質疑じゃないんですか。もう審議にはいるんですか。

委員長

今はそうですね、審議ですね。
河本委員。

河本委員

私は陳情の採択と意見書の提出に賛成の立場です。シルバー人材センターの会員というのは、請負契約に基づいて働いて、配分金を受け取っています。会員は、個人事業主なので、配分金が少額であるため、現在免税事業者というふうになっていますけれども、そのインボイス、消費税の的確請求書が導入された場合、会員が課税事業者となるか、もう一つはシルバー人材センターが会員への配分金に含まれる消費税分を負担するか、いずれのどちらかを選択することになります。しかし、配分金は少額であるというふうに言われているんですけれども、全国の資料なんですけれども、シルバー人材センターの会員が約70万人ぐらいおるといふふうに言われていまして、その平均が大体年間の収入で44万円ぐらいなんです、年間平均で。そうすると、今の免税事業者が課税の事業者になるということはもうほぼ不可能なんですよ。そういう実態があるのと、高齢者がインボイスの制度に適用した手続を行うことも現実的には無理

というふうに言われていまして、そうすると2番目のシルバー人材センターが会員への配分金に含まれる消費税分を負担するということを選択せざるを得んということなんです。シルバー人材センターは中身にも書いてありますとおり、公益社団法人で利益を上げていく団体ではないので、会員の消費税分を負担する余力というのがそもそもないというふうに言われています。生きがい就労とか、対価制度にしかない会員のわずかな収入に対して消費税を課税すること自体がやっぱり地域に貢献しようと努力している高齢者のやる気とか生きがいを削ぐことになりますので、私はそのインボイス制度の導入は中止すべきだというふうに考えています。

町民からのこの陳情をやはり採択して、国に意見書を提出すべきだというふうに思います。

委員長

ほかにございますか。

幸丈委員。

幸丈委員

一個提案というか、できるか分からないですけども、例えばこのシルバー人材センターというのを美浜に、幾つも別々の機関ということで作ったりすれば、その一つの機関から1,000万円超えないように、例えば今、河本委員が言われておった44万円ぐらいというと大体一つのところで20人ぐらい働いても1,000万円超えないということなので、例えば東地区店とか西地区店とか、そういうもので何個かに分ければ、ここにはかかってこないのかなと、そういう。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

聞く話によると、来年の10月にこれはもう制定されるということが予定になっているので、それでシルバー人材センターのこういう全国的な組織は、シルバー人材センターをこれから排除してほしい、対象にならないようにしてほしいというのが希望みたいです。もうインボイス制度、もう決まるであれば。

インボイス制度自体をなくすには、いろんな違う事業者があつて、こういう集合団体の事業者があるので、そうやって理由掲げておる団体も確かにあるので、それまで全部やめるということは多分不可能なので、シルバー人材センターのようなこういう法人の会社は、これの対象にならんようにしてほしいというのが本来の希望みたい

です。

それで我々の聞いた話によると、シルバー人材センターに働く方、職員は月に15日を超えてはいけないという何か、要するに皆さんに平等にいろんな仕事をやってもらうために、一人の人がもう連日、毎月30日30日やっていくと、ほかの人に仕事が回らないというので15日になって、そこがもし1か月で必要な人がおるんだったらそういう、3人でローテーションしてもらおうとか、そういう形で仕事を配分しているにも関わらず、こんなところで消費税がかかるようになったらもっと疲弊するので、シルバー人材センターのいろんな事業者、個人事業者に対しては、収入を得ようというよりも、これによって自分の町の活性化にもつなげたいし、自分の生きがいにもつなげたいという気持ちでやっておるのに、ここでこういった金額を没収されるというのは、非常に将来にわたってあまり良くない傾向なので、シルバー人材センターをもう少し、そういう事業者じゃなくて地域の活動の拠点として見てほしいということを出してほしい。

委員長

免除の団体と。

それで先ほど、幸丈委員からおっしゃった分割化して、細分化してというのは、これはどういたしますか。この陳情書、意見書にそういうのは。入れなくていいですか。要望ですか。

ほかにございますか。

川畑委員。

川畑委員

老人が仕事を請負いするのに、要は5万円分請負うて、5万円にしたら消費税と5万5,000円になりますね、10%ですから。5万5,000円もらって、5,000円はシルバーに返して、残りの分配でもらうというようなやり方にせなあかんということで良いんじゃない、サイクル的には。

もし町も負担、その消費税分は持ってくれないとすると、町民に負担がかかってくるということでもろしんですかね。もう本当に消費税は払わなあかんような状態になったときには。そういう状態になるんですか。

委員長

その辺はどうなる。

竹仲委員。

竹仲委員

今、言うのが答えになるかどうか分からないけれども、要するにシルバー人材センターも何がしかの収入は得ておるはずなんです、手数料という形で。ゼロじゃない、だからそこを運営するに当たっては事務員さんもおられますし、いろんな事務局の人がおられるので。うん、もらっておるし。だから幾らかの収入があるんです。

そこから、皆さんの上げた利益を合計したときの消費税を払わなあかんということになる。その事務の運営自体もできなくなる。それでそのときには、各事業者から、今言った40万円とか50万円の人から10%のお金を全部皆さんが取るかどうか。取るようになったら、例えば河本君が50万円だったら、そこから1割引かれるんだから5万円取られるわな、45万円でもいいかと思ったら大変じゃないかなという気がするんです。

委員長

川畑委員。

川畑委員

いや、僕が言いたいのは、要は請負者、要は発注する町民の方がもうその分も含めて払って、それでシルバー人材センターに払っておけば、要は賃金としてもらう人らには、抜かれてもうないんやから大丈夫じゃないですかっていうことを、もし最終的に、5万円かかって5万5,000円にしたものを、シルバーがもらって、シルバーがその5,000円の消費税分を抜いて、それでやった人に分配していくというやり方だと、やった作業員は消費税分は払わなくて済むんじゃないかということですが、できるんですか、こういうことは。

委員長

河本委員。

河本委員

それは多分制度的に全く別の話で、町民が例えば今、1万5,000円とかでシルバーに何か仕事を委託するとしますよね。その分の消費税分を加算して町民が払ったとしても、証明するのは最終的には個人事業主で受け取る一人一人の会員さんが消費税を。

川畑委員

消費税分を抜いてももらった側にかかる。

河本委員

そうそう。それを証明するというインボイスの制度なので。

町民が払うお金、引き上げられたところで、会員さんの負担は変わらないということです。

委員長

ほかに意見ございますか。

藤本委員。

藤本委員 業務を委託した町民の皆さんが負担増えるわけなんです、それが入ってくると。今それがないから、シルバーも運営できておるのかなと感じるんです。

それでそれは別にして、今の現段階ではこの意見書は提出すべきだと私は思います。

委員長 ほかにございますか。

竹仲委員。

竹仲委員 最後の2番目の「きました」の後に、小規模事業者の配慮として年間課税額が1,000万円の事業者は、消費税の納税義務が免除されていると、これは今後も続くんやね。要するにインボイス制度がこれ導入されても。

竹仲委員 いや、導入されるんじゃない。

河本委員 インボイス制度が導入されれば、今、免除されている人たちが、その消費税を支払っているということを証明しなくてはいけなくなる。

竹仲委員 ですから、1,000万円以下の人は消費税払ってないんだから、元々このインボイスという証明をもらわないと、1,000万円以下なら。

委員長 1,000万円以下でも要ということですね。それでの意見書ですね。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 意見も出尽くしたようですので、この委員会について、委員会としての意見を取りまとめたいと思います。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成であります。

よって、陳情第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見の提出は、採択とすることに決定いたしました。

本委員会で採択となりましたので、議会最終日の本会議において採択された場合は、委員長を提出者として発意することにしたいと

と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議ないようですので、委員長を提出者として、本会議で発意することに決定いたしました。

委員長

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終わりました。
これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。
最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

(閉会宣言 午前 11 : 53)

総務文教常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 兼田 和雄